

事務連絡  
令和4年9月1日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園主管課 御中  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局保育課

### 幼稚園教諭免許・保育士資格の更なる併有促進について

幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、その中心職員である保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。））は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則となっています（別紙1参照）。

ただし、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や安定した運営が可能となるよう、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間（令和6年度末まで）は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができるとする経過措置が設けられています。

令和元年12月の子ども・子育て会議では、「新制度施行後5年の見直しに係る対処方針」の一つとして、「経過措置期間中に更なる併有促進策を検討すべき」との方向性が示されたところです。

幼保連携型認定こども園の保育教諭等で免許・資格を併有している者の実人数については、年々増加しているところですが、併有率については、令和3年度においても全国平均で91.4%となっており、更なる併有促進が求められています。また、併有率を都道府県別で見ると最高は96.2%、最低は84.1%と大きな開きがあり、併有率が低位にとどまっている自治体においては、取組の強化が特に期待されます。

こうした状況を踏まえ、令和5年度から更なる併有促進策を講じることとなり、今般、文部科学省及び厚生労働省において法令改正等が行われたところです。

については、各認定こども園主管課におかれては、下記の点に特に留意しつつ、幼保連携型をはじめとする認定こども園等の設置者・園長等に対して、経過措置や特例措置の内容について改めて周知いただき、幼保連携型認定こども園に所属する保育教諭等や、今後、

保育教諭等として勤務することが想定される職員に対して計画的な免許・資格の取得を促すよう要請するとともに、定期的なフォローアップの継続等、併有促進に向けた取組の強化に万全を期していただけるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、内閣府においても、今後とも定期的にフォローアップを実施し、都道府県別の併有率や併有促進に向けた取組の状況等を公表していくことも検討しているところであり、引き続き御協力をお願いします。

## 記

### 1 新たな特例について

現在、令和6年度末までの特例措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験（3年かつ4,320時間以上）を持つ方の免許・資格の取得要件を緩和しています。

この現行特例に加えて、令和5年度から、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭等（助保育教諭を含む。）としての一定の勤務経験（2年かつ2,880時間以上）を持つ方については、大学や指定保育士養成施設等で修得すべき8単位のうち2単位を修得したものとみなす新たな特例が措置されました（別紙2参照）。

### 2 特例措置に係る講座を実施している機関について

特例措置に係る講座を実施している機関については、下記リンク先を参照してください。通信制の講座もありますので、参考にしてください。なお、万が一単位修得できなかった場合等に備え、特例措置が終了する令和6年度末までに余裕をもって受講を開始するようお願いいたします。

※下記リンク先において、今般の更なる特例に関する情報が掲載されるまでに一定期間を要します。

文部科学省：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1339596.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm)

※「特例制度を利用して免許状の授与を希望される方へ」中の「特例対象講座・科目の開設（予定）大学」参照

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/hoiku/tokurei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html)

※「2：特例制度の対象者は？どのように保育士資格を取得するのか？」中の「<特例教科目>を実施する保育士養成施設一覧」参照

### 3 免許・資格の取得に係る負担軽減について

免許・資格の取得を支援するための事業として、大学や養成校等の受講料等や代替職員の雇上に係る経費の一部を補助する等の保育教諭確保のための財政支援も、文部科学省及び厚生労働省において実施しているところです。

令和5年度については、こども家庭庁として支援を行うための予算を要求しています。

#### 4 施設監査その他の機会を捉えた働きかけ

各都道府県に併有促進のために行っている取組を聴取したところ、施設監査の際に職員の資格・免許の取得状況を確認する、いずれか一方のみ取得の職員について取得計画を作成させる、養成講座を開設している機関について情報提供を行うなど様々な取組が行われていました。

いずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭等になることができるとする経過措置や併有促進のための特例措置の期限が令和6年度末とされていることを見据えて、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の免許・資格の併有が計画的に進められるよう、様々な機会を捉えて施設・職員等に対して継続的な働きかけをお願いします。

#### 5 その他

一定期間の勤務経験により幼稚園教諭免許状の授与のための必要単位を減じる特例の期限は令和7年3月31日までとなっており、令和7年4月1日以降は同特例を適用して免許状を取得することはできません。このため、本特例により幼稚園教諭免許状の授与を希望する者は、令和6年度末までに授与申請を行うよう周知徹底をお願いします。

新たな特例は、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等を対象としたものであるものの、他の類型の認定こども園であっても幼稚園教諭と保育士資格の併有は望ましいとされていることや、将来的に幼保連携型認定こども園に勤務するようになることも想定されることから、幼保連携型以外の認定こども園、幼稚園、保育所等に対しても周知をお願いします。

また、令和4年7月1日より教員免許更新制が発展的に解消されたことから、教育職員免許法別表第1等に基づき授与された幼稚園教諭免許状が未更新（期限切れ）により失効している場合であっても、免許状更新講習を受講することなく、都道府県教育委員会（授与権者）に免許状申請をすることで免許状の再取得が可能です。教員免許更新制により、幼稚園教諭免許状が未更新（期限切れ）により失効している者について、遺漏なく授与申請が行われるよう周知をお願いします。

都道府県認定こども園主管課にあつては、授与権者である都道府県教育委員会と連携し、必要な情報等を市町村・認定こども園に周知いただくようお願いします。

○連絡先：

内閣府子ども・子育て本部

参事官（認定こども園担当）付

TEL：03（5253）2111 内線：38376

FAX：03（3581）2521

○ 参照条文

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
(平成十八年法律第七十七号) (抄)

(職員)

**第十四条** 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3～19 (略)

(職員の資格)

**第十五条** 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。

2～6 (略)

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六六号)

(保育教諭等の資格の特例)

**第五条** 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

2・3 (略)

# 免許・資格の併有促進（現行）

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

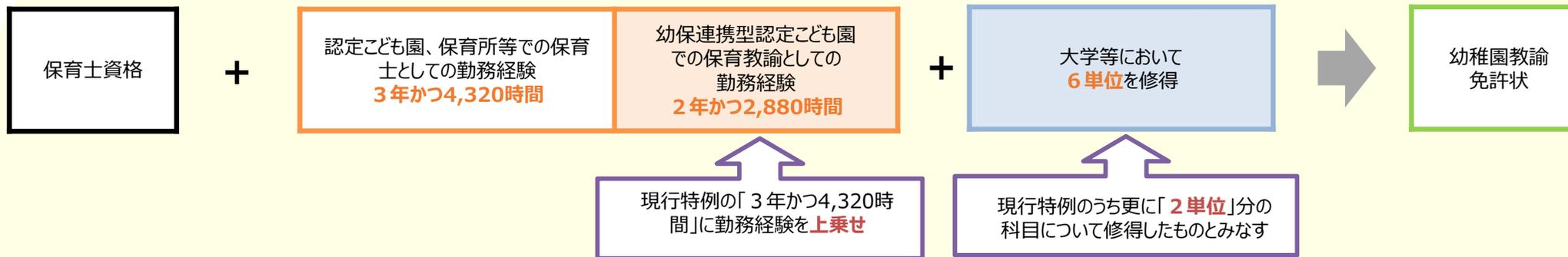


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

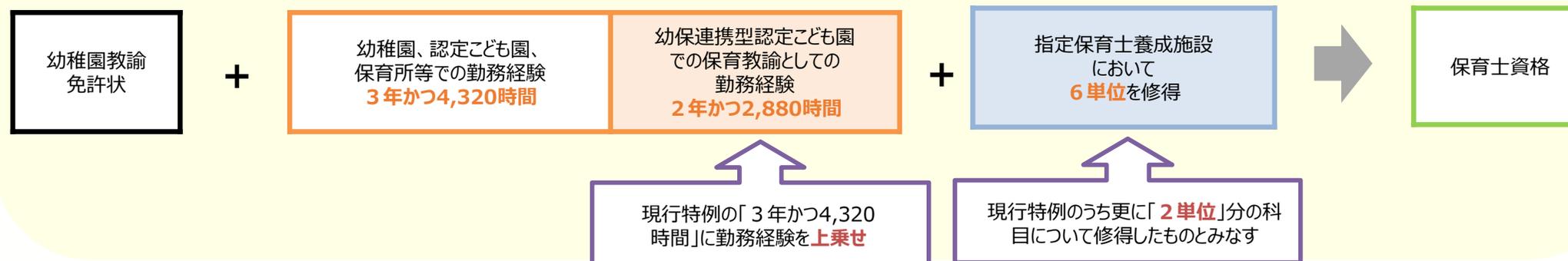


# 免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



## 幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類		現行特例における要件 (一種、二種 共通)	新規特例における要件 (一種、二種 共通)	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	-	-	
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	<b>2 (※2)</b>	<b>1 (※3)</b>	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	-	-
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2 (※1)	2 (※1)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	-	-
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	-	-
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	<b>(※2)</b>	<b>(※3)</b>
		幼児理解の理論及び方法	1	-
教育実践に関する科目	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	-	-	
	教育実習 教職実践演習	-	-	
大学が独自に設定する科目		-	-	
合計単位数		<b>8</b>	<b>6</b>	

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容 (とりわけ第26条 (教育を受ける権利)) が取り扱われるよう留意。

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて **2単位** を修得。

※3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて **1単位** を修得。

※4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

## 保育士資格取得の所要資格の特例の科目と単位数について

修得が必要な特例教科目			(参考) 指定保育士養成施設で修得した教科目
科目名	現行特例の単位数	新規特例における単位数	
福祉と養護 (講義)	2 単位	2 単位	社会福祉
			子ども家庭福祉
			社会的養護 I
子ども家庭支援論 (講義)	<u>2 単位</u>	1 単位	子ども家庭支援論
			子育て支援
保健と食と栄養 (講義)	2 単位	2 単位	子どもの保健
			子どもの食と栄養
乳児保育 (演習)	<u>2 単位</u>	1 単位	乳児保育 I
			乳児保育 II
合計単位数	<u>8 単位</u>	6 単位	—

※ 更なる特例において、特例教科目として修得すべき単位数を 8 単位から 6 単位に見直した場合でも、修得すべき内容を担保することが必要である。このため、実務経験等と学びを結びつけることを前提とした上で、修得すべき内容のうち重点を置くべき内容を明確化して示すこととし、あわせて、幼保連携型認定こども園におけるこれまでの実務経験等を踏まえ、実務経験を学びに活かすことができるよう、特例教科目の授業における工夫について通知で示している。